

様式第6号(第5条関係)

県営住宅入居請書

- | | | |
|----|-------------|--|
| 1 | 住 宅 名 | 県営 住宅 |
| 2 | 家 賃 等 | 当初の家賃は月額 円とし、その後は県営住宅条例(昭和35年宮城県条例第12号。以下「条例」という。)第14条第1項又は第3項の規定による収入の申告に基づき算定された家賃について、毎月末日までにその月分を知事が発行する納入通知書により納入します。 |
| 3 | 収 入 申 告 | 条例第14条第1項又は第3項の規定により収入を申告します。 |
| 4 | 住 宅 の 保 管 | 条例第21条に規定する県営住宅の保管の義務を履行します。 |
| 5 | 長 期 不 使 用 届 | 15日以上県営住宅を使用しないときは、条例第23条の規定により届け出ます。 |
| 6 | 事 前 承 認 事 項 | 知事(宮城県住宅供給公社の理事長)の承認を得なければ、次の行為はいたしません。
(1) 入居時に同居した以外の親族を同居させること。
(2) 県営住宅の用途を変更すること。
(3) 県営住宅を模様替えし、又は増築等すること。 |
| 7 | 費 用 負 担 | 条例第20条に規定する入居者の費用負担の義務を履行します。 |
| 8 | 住 宅 の 明 渡 し | 条例第29条第3項、第34条第1項又は第39条の規定により県営住宅明渡しの請求を受けたときは、期限内に明け渡します。 |
| 9 | 住 宅 検 査 | 県営住宅を明け渡すときは、条例第38条の規定により、10日前までに知事(宮城県住宅供給公社の理事長)に届け出て検査を受けます。 |
| 10 | 過 料 の 支 払 い | 条例第58条の規定により罰則の適用を受けたときは、過料を支払います。 |
| 11 | そ の 他 | その他条例、規則及びこれらに基づく知事(宮城県住宅供給公社の理事長)の命令を遵守し、良好な住生活を維持するよう努めます。 |

県営住宅の入居については、上記の条件を厳守すること約したことを証するため、入居(予定)者署名押印の上、本書2通を作成し、各自1通を保有します。

年 月 日

入居(予定)者

住 所

氏 名

印

宮城県知事

殿

(宮城県住宅供給公社の理事長)